

平成17年1月6日

職員給与の臨時・特例的な縮減について（提案）

行財政改革プラン2004（案）は、右肩上がりの社会経済システムに立脚したこれまでの行財政運営を転換し、財政の健全化による体力の回復を図り、将来に向け豊島区の魅力と活力を創造する政策を推進することを目的としている。

職員給与は23区共通事項であることを踏まえつつも、このプランを着実に実行し平成17年度以降の財政の健全化を図るため、臨時・特例的な措置として、下記のとおり職員給与の縮減を実施する。

記

1 対象職員

職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する給料表が適用される職員

2 職員給料の削減

職員の給料について、その5%相当額を削減する。

3 削減の方法

平成17年6月期及び12月期の期末手当から、それぞれの基準日現在の給料月額額の30%相当額を削減する。ただし、期末手当が支給される職員に限る。

4 実施期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日

5 実施手続

平成17年第1回区議会定例会に職員の給与の特例に関する条例及び幼稚園教育職員の給与の特例に関する条例を提案する。